

## 平成30年第2回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成30年5月18日（金曜日）午後1時30分開会

---

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長行政報告  
日程第 5 報告第 1号 専決処分した事件の承認について  
日程第 6 議案第28号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算  
日程第 7 議案第29号 羅臼町税条例等の一部を改正する条例制定について  
日程第 8 議案第30号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
日程第 9 議案第31号 工事請負契約の締結について  
日程第10 議案第32号 工事請負契約の締結について  
日程第11 議案第33号 工事請負契約の締結について  
日程第12 議案第34号 財産の取得について
- 

### ○出席議員（9名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	副議長	9番	佐 藤 晶 君
	1番	加 藤 勉 君		2番	田 中 良 君
	3番	高 島 讓 二 君		5番	小 野 哲 也 君
	6番	坂 本 志 郎 君		7番	松 原 臣 君
	8番	鹿 又 政 義 君			

---

### ○欠席議員（1名）

4番 宮 腰 實 君

---

### ○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋 稔 君	副 町 長	鈴 木 日出男 君
教 育 長	山 崎 守 君	企画振興課長	川 端 達 也 君
総 務 課 長	対 馬 憲 仁 君	税務財政課長	鹿 又 明 仁 君
納税担当課長	中 田 靖 君	環境生活課長	大 沼 良 司 君

保健福祉課長	太田洋二君	保健福祉課長補佐	洲崎久代君
産業創生課長	八幡雅人君	産業創生課長補佐	野田泰寿君
建設水道課長	武田弘幸君	建設水道課長補佐	佐野健二君
学務課長	平田充君	学務課長補佐	福田一輝君
会計管理者	仙福聖一君		

---

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松田伸哉君	議会事務局次長	長岡紀文君
--------	-------	---------	-------

---

午後 1時30分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（村山修一君） ただいまの出席議員は9人です。

なお、宮腰議員より欠席の届け出がございました。定足数に達しておりますので、平成30年第2回羅臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、7番松原臣君及び8番鹿又政義君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 本日は、第2回臨時議会に議員各位の御出席賜りありがとうございます。

お許しをいただきましたので、1件の行政報告をさせていただきます。

このたび、平成30年4月29日に前羅臼消防団副団長、岩瀬詔吉氏が春の叙勲、瑞宝単光章を受章されましたので御報告いたします。

岩瀬氏におかれましては、昭和47年1月1日に現在の根室北部消防事務組合、羅臼消防団の前身である羅臼町消防団に入団されて以来、平成22年3月31日に退団されるまでの38年有余にわたり、地域防災の普及に努められ、有事に際しては団員として、団の幹部として長年にわたり地域住民の生命、財産の保護のために御活躍をされ、平成21年4月1日に羅臼消防団副団長となられてからは、その強い指導力で消防団を統率し、消防体制強化にも大変な御尽力をいただきました。

当町といたしましても、このたびの受章は大変な名誉であり、ここに御報告を申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

---

#### ◎日程第5 報告第1号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（村山修一君） 日程第5 報告第1号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 1ページをお開き願います。

報告第1号専決処分した事件の承認についてであります。

また、この後、議案第28号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算から議案第34号財産の取得につきましては、副町長及び担当課長より説明させますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成30年3月31日でございます。

平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成29年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,675万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入でございます。

2款地方譲与税35万2,000円を減額し、1,794万8,000円。

1項地方揮発油譲与税20万円を減額し、520万円。

2項自動車重量譲与税15万2,000円を減額し、1,274万8,000円。

3款1項利子割交付金25万4,000円を追加し、135万4,000円。

4款1項配当割交付金47万5,000円を減額し、192万5,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金24万8,000円を追加し、194万8,000円。

6款1項地方消費税交付金381万4,000円を減額し、1億1,018万6,000円。

7款1項自動車取得税交付金186万4,000円を追加し、456万4,000円。

8款1項地方特例交付金8,000円を減額し、66万2,000円。

9款1項地方交付税8,446万1,000円を追加し、20億9,822万9,000円でございます。

2款の地方譲与税から9款の地方交付税につきましては、国からの交付額の決定に伴う補正でございます。

13款国庫支出金738万8,000円を減額し、6億9,130万8,000円。

2項国庫補助金738万8,000円を減額し、3億1,974万6,000円。この内容につきましては、マイナンバーカードの事務交付金の減額、また、町営住宅の長寿命化の事業決定に伴う減額、橋梁長寿命化対策の事業決定に伴う、それぞれ交付金の減額に伴うものでございます。

16款1項寄附金1,457万9,000円を追加し、3億8,071万3,000円。ふるさと納税につきまして、最終の数字が確定した寄附金1,157万9,000円の追加と、善意の寄附300万円の収入の増となるものでございます。

17款繰入金1項基金繰入金142万9,000円を減額し、3億7,889万9,000円。これにつきまして、それぞれ事業確定に伴いまして、繰入金を減ずるものでございます。

18款1項繰越金2,482万4,000円を追加し、1億1,816万5,000円。今補正予算の財源調整に伴うものでございます。

20款1項町債3,275万6,000円を減額し、12億1,503万9,000円。それぞれ事業の確定に伴いまして、町債の減額をするものでございます。

歳入合計8,000万8,000円を追加し、60億9,675万1,000円となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項議会費60万円を減額し、3,652万9,000円。これにつきましては、議会の議員報酬の確定に伴いまして、減額をするものでございます。

2款総務費1億1,038万4,000円を追加し、13億4,805万9,000円。

1項総務管理費1億1,092万3,000円を追加し、13億1,608万5,000円。内容につきましては、積立金を1億4,852万3,000円を積むことといたしているところでありますけれども、善意による寄附、体育文化基金に300万円。実行見込みとして、黒字となる見込みでありますので、公共施設整備基金に1億円の積み立て、まちづくり寄附金、ふるさと納税につきましては、確定金額が4,552万3,000円の増となることから、それぞれ積み立てるものでございます。また、町営住宅の長寿命化の事業確定に伴いまして286万円の減額、地域提案型事業の確定に伴いまして148万3,000円の減額、あるいはふるさと納税の諸経費3,324万8,000円の減額、合わせて1億1,092万3,000円の増となるものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費53万9,000円を減額し、756万6,000円。これにつきましては、マイナンバーの交付の決定に伴う減額になるものでございます。

4款衛生費541万8,000円を減額し、6億4,769万円。

3項清掃費541万8,000円を減額し、3億5,749万3,000円。減額につきましては、根室北部広域連合負担金の確定に伴います減額、あるいは一般廃棄物の処理費の確定に伴います減額でございます。

5款農林水産業費89万7,000円を減額し、1億2,958万4,000円。

2項林業費89万7,000円を減額し、1,581万7,000円。減額の内容ではありますが、治山事業に係る修繕費用の確定に伴いまして、減額をするものでございます。

7款土木費2,139万4,000円を減額し、8,814万1,000円。

2項道路橋りょう費2,139万4,000円を減額し、8,687万4,000円。内容としましては、除雪費用の確定に伴います890万6,000円の減額、あるいは町道補修費用の確定に伴います減額、橋梁長寿命化事業の確定に伴います減額等が主なものでござ

ございます。

9款1項公債費206万7,000円を減額し、4億1,434万2,000円。元金の支払い確定に伴うもの、あるいは一時借り入れの利率の確定に伴う減額が主な内容でございます。

歳出合計8,000万8,000円を追加し、60億9,675万1,000円となるものでございまして、この内容について専決処分をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第1号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 報告第1号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第6 議案第28号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第28号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の7ページをお願いいたします。

議案第28号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成30年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,492万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

8ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

16款1項寄附金1,100万円を追加し、5億1,100万1,000円。

歳入合計1,100万円を追加し、47億8,492万9,000円となるものでございます。それぞれ善意の寄附の採納があったものでございます。

歳出でございます。

2款総務費1,100万円を追加し、13億6,715万7,000円。

1項総務管理費1,100万円を追加し、13億2,978万3,000円。それぞれ1団体、1個人から100万円、1,000万円のそれぞれ寄附があったものでございまして、財政調整基金に100万円の積み立て、文教施設整備基金に1,000万円を積み立てるものでございます。

歳出合計1,100万円を追加し、47億8,492万9,000円となるものでございます。

10ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正でございます。

事項は、畜産担い手育成総合整備事業負担金でございます。期間は、平成31年度から平成33年度まで、限度額につきましては1,084万6,000円でございます。本事業につきましては、本年度当初予算に計上させていただいておりますけれども、この後、来年以降3年間も継続事業となることから、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第28号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第29号 羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定  
について

---

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第29号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（鹿又明仁君） 議案の11ページをお願いいたします。

議案第29号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

12ページをお願いいたします。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、本年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律平成30年第3号に伴う改正でございます。

平成30年度の地方税制改正におきましては、働き方の多様化が進む中で、さまざまな形で働く人を広く応援し、働き方改革を後押しする観点から、個人所得税等の見直しを初め、税制上の措置を初め土地に係る固定資産税の負担調整、たばこ税の見直しなど、税制上の措置が講じられたところでございます。

これらに基づきまして、それぞれ関連する項目につきまして、条項の改正及び条文の整理を行うものでございます。

改正条例につきましては、議案の12ページから25ページに掲載しておりますが、改正の内容につきましては、お手元に別冊として配付してございます参考資料の1ページから7ページ、資料1-1、羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定説明資料により、主な改正内容と適用関係につきまして御説明させていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

それでは、参考資料の1ページをお願いいたします。

1、主な改正内容でございます。

改正項目につきましては11点となっております。

1番は、町民税の納税義務者等でございます。

資本金または出資金の額が1億円を超える法人等における町民税等の電子申告の義務化に伴いまして、収益事業を行います社団または財団については適用しない旨の規定を加えるものでございまして、平成32年4月1日から施行するものでございます。

2番は、個人町民税の非課税の範囲でございます。

第1項では、障害者、未成年者及び寡婦に対します非課税措置の所得要件を現行の「125万円」から「135万円」に引き上げるものでございます。この改正につきましては、平成33年1月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、控除対象配偶者の定義変更及び均等割非課税限度額の引き上げに伴う改正でございまして、現行の「控除対象配偶者」から、その文言を「同一生計配偶者」へ改めるものでございます。この改正につきましては、平成31年1月1日から施行するものでございます。

また、均等割非課税限度額の算定におきましては、従来 of 算式で得た金額に10万円を加算した額を非課税限度額とする引き上げが行われるものでございまして、この改正につ

きましては、平成33年1月1日から施行するものでございます。

3番は、所得控除でございます。

基礎控除額が現行の「33万円」から「43万円」に、一律10万円の引き上げに伴いまして、基礎控除額に2,500万円以下の所得要件が創設されるものでございまして、参考として、1から4に記載しておりますとおり、前年の合計所得金額に応じました基礎控除額が適用されるものでございます。この改正につきましては、平成33年1月1日から施行するものでございます。

4番につきましては、調整控除でございます。

前段の所得控除の改正に伴いまして、調整控除におきましても所得要件を創設するものでございまして、前年の合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者につきましては、調整控除を適用しないとするものでございまして、この改正につきましては、平成33年1月1日から施行するものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

5番は、法人町民税の申告納付でございます。

一つ目として、租税特別措置法の改正に伴いまして、国内に本店または主たる事務所を有する外国関係会社に対しまして課せられました法人町民税及び法人住民税の額のうち、合算対象となる金額を法人税割額から控除する特例を新たに規定するものでございまして、この改正につきましては、平成30年4月1日以降に開始します事業から適用するものでございます。

二つ目は、資本金または出資金の額が1億円を超える法人等につきましては、電子申告等によります方法、いわゆるeLTAXによる提出の義務化を新たに規定するものでございまして、この改正につきましては、平成32年4月1日以降に開始する事業から適用するものでございます。

三つ目は、それらに伴います文言整理と項のずれによる整理を行うものでございます。

6番は、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金でございます。

法人町民税におきまして、申告後に減額更正がされ、その後さらに増額更正等があった場合の納期限の延長に係る延滞金の計算につきましては、納付されていた期間を控除する旨を新たに規定するものでございまして、この改正につきましては、平成30年4月1日から適用するものでございます。

7番は、製造たばこの区分でございます。

急速に市場が拡大しております加熱式たばこにつきまして、税率格差等を解消するため、1の喫煙用の製造たばこから3のかぎ用の製造たばこまでを3種類に区分し、さらに、1の喫煙用の製造たばこを5種類に区分するものでございまして、平成30年10月1日から施行するものでございます。

8番は、製造たばことみなす場合でございます。

7番の規定に基づきまして、製造たばことみなす加熱式たばこの定義について、新たに

規定するものでございまして、平成30年10月1日から施行するものでございます。

9番は、たばこ税の標準課税でございます。

加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの換算方法につきましては、現行の加熱式たばこの重量1グラムをもって紙巻きたばこ1本に換算する方式から、重量と価格により換算する方法を規定するものでございます。

3ページをお願いいたします。

1から5に記載のとおり、平成30年10月1日から5年間をかけまして段階的に移行し、最終的に、平成34年10月1日からは、重量換算では、加熱式たばこ0.4グラムで紙巻きたばこ0.5本に、価格換算では、約20円をもって紙巻きたばこ0.5本に換算する方法となりまして、重量と価格が1対1の比率で換算されるものでございます。

10番は、たばこ税の税率でございます。

高齢化等の進展によりまして、依然として国、地方の厳しい財政事情を踏まえまして、財政物資でありますたばこ税の負担水準を平成30年10月1日から3段階で引き上げるものでございます。記載のとおり、各段階におきまして、1,000本当たり430円が引き上げとなるものでございます。

なお、平成31年10月1日につきましては、消費税率の引き上げと重なりますことから、1年間は引き上げは行わないとするものでございます。

11番は、個人町民税の所得割の非課税の範囲等でございます。

個人町民税所得割に係る非課税限度額につきましては、従来の算式により得た金額に10万円を加えた金額に引き上げるものでございまして、この改正につきましては、平成33年1月1日から施行するものでございます。

4ページをお願いいたします。

次に、2のその他の改正でございます。

1番は、年当たりの割合の基礎となる日数でございます。

条例第48条及び第52条の改正に伴う引用条項の改正でございまして、平成30年4月1日から適用するものでございます。

2番、3番につきましては、法律改正に伴います文言の整理でございまして、2番の改正につきましては、平成32年4月1日より、3番の改正につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

また、4番、5番につきましては、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しと省令改正に伴います文言の整理でございます。

4番の改正につきましては、平成31年1月1日より、5番の文言整理につきましては、平成30年4月1日から適用するものでございます。

5番から8番は、法律改正に伴う文言の整理でございまして、いずれも平成30年4月1日から適用するものでございます。

9番、10番は、製造たばこの区分を創設したことによります条のずれに伴います改正

でございます、いずれも平成30年10月1日から施行するものでございます。

11番は、「売り渡し等」と文言の定義語を規定したことに伴います文言の整理でございます、平成30年10月1日から施行するものでございます。

5ページをお願いいたします。

12番、13番につきましては、引用条項の改正でございます、いずれも平成30年4月1日から適用するものでございます。

14番につきましては、平成28年度の税制改正におきまして、わがまち特例として規定しております電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定しております一定の発電設備に係る固定資産税の特例措置につきまして、対象規模の細分化を図った上で、その適用期限を2年間延長する改正でございます。

太陽光発電及び水力発電、バイオマス発電設備につきましては、それぞれ一定規模以上の設備につきまして特例措置が引き上げられます。また、風力発電、地熱発電設備につきましては、一定規模未満の設備につきまして特例措置が引き上げられまして、平成30年4月1日から適用するものでございます。

なお、新たに対象規模にかかわります特例措置につきましては、参酌基準に基づきまして、太陽光及び風力発電設備につきましては4分の3、水力及び地熱、バイオマス発電設備につきましては3分の2と定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

15番は、政令改正に伴います引用条項の改正でございます、平成30年4月1日から適用するものでございます。

16番から20番につきましては、平成30年の評価がえに伴います固定資産税の負担調整措置の延長に伴う改正でございます。それぞれ3年間延長するものでございまして、平成30年4月1日から適用するものでございます。

21番につきましては、租税特別措置法の改正に伴います引用条項の改正でございます、平成31年1月1日から施行するものでございます。

22番につきましては、平成27年度の改正におきまして講じておりました、旧3級品紙巻きたばこに係る税率の経過措置でございます、現行の平成31年3月31日までの税率を平成31年9月30日まで適用するものでございまして、この改正につきましては、平成30年10月1日から施行するものでございます。

なお、議案の18ページから25ページに記載しております附則についてでございます。

附則として、第1条は、施行規則でございます、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。

なお、前段の説明におきまして、各条項の改正ごとに適用及び施行年月日を申し上げましたこの内容につきましては、第1号から第8号まで規定するものでございます。

附則第2条から第4条、第6条から第7条、第9条につきましては、町民税、固定資産

税、町たばこ税に係る経過措置でございまして、各税に係る適用時期等につきまして定めるものでございます。

附則第5条、第8条、第10条につきましては、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げることに伴います手持ち品課税に係る規定の整備でございまして、

続きまして、次の参考資料の8ページから46ページまでの資料1-2、羅臼町町税条例等の一部改正新旧対照表につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第29号羅臼町町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第30号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第30号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の26ページをお願いいたします。

議案第30号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

27ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、参考資料の47ページ、羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

改正理由でございしますが、国民健康保険制度が都道府県化されたことに伴い、課税額の条文の整理が生じたこと。また、平成30年度税制改正大綱による国民健康保険税の課税限度額の引き上げ並びに軽減措置について、5割及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定

基準の改正など所要の改正を行うものであります。

改正内容です。

改正前の第2条、課税額の条文を「町が北海道に納付する国民健康保険事業費納付金」の文言と課税額別の号立てを行うことにより、第1項の文章の整理と第1号、基礎課税額、第2号、後期高齢者支援金等課税額、第3号、介護納付金課税額の号を追加しております。

第2項では、国民健康保険税の第1項の改正による号の追加並びに基礎課税額の課税限度額を「54万円」から「58万円」に引き上げる見直しをしております。

課税限度額の見直しであります。高齢化の進展による医療給付費等の増加が見込まれることや医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれの限度額超過世帯の割合を考慮し、医療分を4万円引き上げることとしております。

第2条の第3項、第4項で、第1項の改正による号の追加をしております。

第3条、第6条、第8条では、税制改正大綱により、地方税法施行規則が改正され、国民健康保険税の所得割などの補正計算方法が加わったことによる括弧書きの文言を追加しています。

第23条、国民健康保険税の減額では、低所得者に係る軽減判定所得について、5割軽減の基準を「27万円」から「27万5,000円」に、2割軽減の基準を「49万円」から「50万円」に引き上げるものであります。経済の動向を考慮し、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の判定所得を引き上げることで軽減の拡充を図っております。

48ページをお開きください。

第24条の2では、文言の整理を行っております。

附則といたしまして、第1条では、施行期日を公布の日から施行し、平成30年4月1日より適用することとし、第2条では、適用区分として、この改正は、平成30年度以後の年度分の保険税に適用するものと定めております。

以上でございますが、続きます参考資料49ページ、資料2-2に、本条例の新旧対照表を掲載しておりますので後ほどお目通し願います。

なお、本条例の改正につきましては、去る5月14日開催の平成30年第2回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますのでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 今、平成30年度の国保税の条例の改正の説明を受けました。新年度から道に移管をする国保税ですが、参考資料の中で、54ページに羅臼町の状況がどうなっているのかということが、ある意味示されているというふうに思います。賦課人

数、要するに国保税を掛ける人たちが29年度から比べると111人減っている。総所得については、29年度と30年度では約5億5,000万円ほど減っているということがここでわかるわけです。

それから、その下のほうを見ますと、北海道が基準として出した町の保険料率、額につきましては34億9,000万円ですが、当町は37億1,500万円で計算をしている。この差は2億円くらいのもものなのですが、まず、最初に1点お伺いしたいのですが、羅臼町の国保税は、平成29年度と比較して下がったのか上がったのか、同じなのかお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 先ほども説明いたしましたが、個人に係る部分につきましては、税率を昨年、29年と同じにしておりますので、個人につきましては昨年度同様ということになります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 先ほどの説明の中で、道の試算と町のほうの試算とそう差がないということ。それから、賦課する人数が減っている等々を勘案して、これまでの議会答弁では、若干下がるのではないかというようなお話がずっとこの間続いていたわけです。

私なぜこの話をするかということ、実際もう発行されていますが、議会だよりというのがあります。これは、各議員が質問した内容と、行政からの答えを要旨を要約して載せているものですが、その中でも、町のお答えのとおり、若干下がる見込みだというふうに私は記載して出している。ところがきょう、一番直近の確実な数字だと思いますが、ほとんど変わらない。これは、私ほうそを書いたことになりかねない。

ただし、あえて言うならば、これもお話ありましたが、5割軽減、2割軽減の乗すべき金額が引き上げになっていますから、2割軽減の人、5割軽減の人、あるいは平均的な所得の人のところは若干、個々には下がるのだろうという点で言えば、それは間違いではないのかもしれないというふうに私は理解しているのですが、その理解でよろしいですか。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） よろしいかと思えます。ただし、今回の5割軽減、2割軽減の部分につきましては、若干の変更ということになりますので、対象者については限られてくるところでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 実は、今回の道のほうの基準の料率も、もう皆さん御存じだと思いますが、激変緩和ということですので、国は相当な額を入れているのです。これが何年間続かわかりませんが、それでこの状態です。ということは、いつまでも国が出すわけないので、これがもしなくなっていく段階では、これはとんでもないことになるおそれがあるかなというふうに私は危惧します。

これも繰り返しお話ししてきましたが、羅臼町は、特に国保税は高い額で占めているわけですから、そういう意味では、制度として若干、2割、5割の人が減るのだということではなくて、予算上、行政としては少しでも引き下げる努力を今後もぜひやっていただきたい。このことを申し上げて、質問を終わります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第30号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第31号 工事請負契約の締結について

---

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第31号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長補佐。

○学務課長補佐（福田一輝君） 議案の29ページをお願いいたします。

議案第31号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的といたしまして、羅臼町立知床未来中学校外構工事（1工区）。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、9,255万6,000円。

契約の相手方、目梨郡羅臼町栄町100番地、鈴木産業株式会社代表取締役、鈴木八之助でございます。

参考といたしまして、予定工期としましては、平成30年5月21日から平成30年11月30日まででございます。

なお、図面につきましては、別冊、参考資料の55ページに記載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

田中良君。

○2番（田中 良君） 今、担当のほうから説明受けました。それでちょっとお伺いしたいのですけれども、契約金額につきましては、今言った金額です。今回、外構工事ということで、1区、2区と分かれていますのですけれども、その中に含まれるものを教えていただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 学務課長補佐。

○学務課長補佐（福田一輝君） ただいまの田中議員の質問に対しまして、1工区、2工区、それぞれの概要につきまして御説明いたします。

1工区の工事につきましては、校舎周辺の整備、管理用道路、芝張り、砂利の舗装、来客用の駐車場の整備、防火水槽の設置でございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中良君。

○2番（田中 良君） なぜ今、説明を求めたかといいますと、課長補佐から説明あったように、実は参考資料でこのような資料がついております。この間も私、参考資料について言いましたけれども、A4のサイズの中で、これだけ縮小されて見せられますと小さい文字は一切見えません。これで説明できるのであれば結構なのですけれども、その点につきましても、今回、外構工事の予算というのは、この間、3月にも説明受けたのですけれども、1工区、2工区に分けるといような話は聞いていないということは、それは、工事の方法で、たまたま1工区、2工区になったと思うのですけれども、その辺のことにつきまして、先ほど、昼前の合同委員会の中でも私はその場で聞けばよかったですけれども、それで今聞いたわけでございます。

それで、外構工事の中に、先ほど学校周辺と防火水槽設置工、草地の修理とかいろいろ、グレーゾーンになっている部分は第1工区と捉えております。その中に、防火水槽設置工という部分が入っていますと言われたのですけれども、この図面の中では、私たちが議員の中でも、どこが防火水槽になるのか据える場所が見えません。場所はどこであれ、それを含むのであれば、そのような指摘ができるようなきちっとした図面を出していただきたいと思います。

これに付随して、今回の議案の中で2工区として出ていますけれども、このほかに含むものはないかどうか確認をしたいと思います。

○議長（村山修一君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 今の質問に対してですが、2工区につきましては、2工区の提案があったときに概要、内容について説明したいと思うのですが、それでよろしいですか。

○議長（村山修一君） 田中良君。

○2番（田中 良君） それでは、2工区の議案説明を受けたときにまた質問させていた

だきたいと思います。この後の質問は2工区のほうでさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第31号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第32号 工事請負契約の締結について

---

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第32号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長補佐。

○学務課長補佐（福田一輝君） 議案の30ページをお願いいたします。

議案第32号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、羅臼町立知床未来中学校外構工事（2工区）。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、7,506万円。

契約の相手方、目梨郡羅臼町礼文町15番地、尾田建設株式会社代表取締役、尾田美保子でございます。

参考といたしまして、予定工期につきましては、平成30年5月21日から平成30年11月30日まででございます。

図面につきましては、参考資料の55ページに記載しておりますので、55ページをお開きください。

55ページ。2工区につきましては、茶色い部分でございます。

概要では、グラウンドの整備、それから陸上トラック、サッカー場、野球場の防球フェンスを含めたものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

田中良君。

○2番（田中 良君） 引き続き質問させていただきます。

これで、1区、2区と全部の説明が終わりました。なぜ私これを聞いたかと申しますと、実は3月の予算説明のときに参考資料でいただいているのですけれども、この中に、実は4項目ありまして、この後に来る歩道改修工事、そのほかに今の外構工事です。防火水槽設置工、あと、水道管移転補償というのも4項目めに入っているのですけれども、この説明が一切なかったのですけれども、これは全部含んで工事入札をしたということによってよろしいですね。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（武田弘幸君） 3月に御説明させていただきました水道管補償工事につきましては、別途、水道工事として、今回、歩道改修工事で行います階段のところに入っている水道管の埋設だけは先行して、水道工事ということで発注させていただき予定でございます。その金額に関しては、修繕工事程度の金額で済むということで、今回の契約の中には入っておりません。

そして、防火水槽の工事についてですけれども、1工区の工区内に防火水槽を埋めるという工程になるものですから、1工区の工事の中に含ませていただきました。

○議長（村山修一君） 田中良君。

○2番（田中 良君） 今、建設水道課長から説明ありました。きちんと私たち議員にもわかるような説明を、実は合同委員会の際にでも言っていただければ、このような本会議で質問することはないと思うのです。ですから、一応外構工事につきましては、二つに分けて発注というのは、僕は全然問題ないと思うのですけれども、ただ、総体的に見まして、限りなく予算に近づいてしまうので、説明を受けないと、例えば4項目あった工事が一つ入りましたとか、入っていないですという話にはならないと思うので、一応、外構工事と言って説明を受けているのですから、きちんとその辺は、説明の仕方もきちっとしていただきたいなと思ひまして、この辺、指摘させていただきました。

以上です。別に答弁は必要ないと思います。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第32号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第33号 工事請負契約の締結について

---

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第33号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長補佐。

○学務課長補佐（福田一輝君） 議案の31ページをお願いいたします。

議案第33号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、羅臼町立知床未来中学校歩道改修工事。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、1億1,804万4,000円。

契約の相手方、目梨郡羅臼町湯ノ沢町12番地45、小川建設株式会社代表取締役社長、小川雅勝でございます。

参考といたしまして、予定工期につきましては、平成30年5月21日から平成30年11月20日まででございます。

図面につきまして御説明いたしますので、参考資料の55ページを参照ください。

羅臼町立知床未来中学校歩道改修工事につきましては、図面の左下に黒い四角で囲っております場所になります。

概要につきましては、通学路のシェルター整備、既存シェルターの改修工事でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

松原臣君。

○7番（松原 臣君） 今、1億1,800万円の工事で、この図面でしょう。全然形が見えないし、前に歩道をやるときでも、大きい紙できちんと、窓があったりドアがあったりしてわかるけれども、これなら、ただ黒く塗り潰して出している図面。さっき田中議員も言っていましたけれども、これをぱっと見て、字も見えないです。私が言いたいの、図面というのは、イメージするのに一番大事なものだと思っております。中身については、私たちプロではないですから、なかなかわからないのですけれども、この点、出していますから、可決して……、この後にでも、詳細な図面を参考として出して

ださい。1億1,000万円の仕事です。鉛筆で塗り潰して、よくわからない図面というのは、僕らも見た図面で納得、こういうふうになるのだなとか、例えばトラック、バスでもそうです。あれぐらいの大きな図面だと、イメージが湧いた。このぐらいかかるのだろうなという、金額的にもわかるので。ぜひその点、今後。この後でも図面を詳細に出してください。工事はこれから始まるのでしようけれども、私たちも図面を見てイメージが湧きますし、ぜひその点お願いして。答えをいただけるのであれば、約束をここでしていたらというふうに思います。

以上です。

○議長（村山修一君） 松原議員、ただいまの件につきまして、議運で取り上げて、議会から要請したいと思いますが、よろしいでしょうか。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）  
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第33号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 議案第34号 財産の取得について

---

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第34号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（大沼良司君） 議案の32ページをお開きください。

議案第34号財産の取得についてです。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

1、取得物件、大型町有バス2台。

2、取得の目的、町内循環バス及び貸し切りバス業務のため。

3、取得価格、1,862万5,990円。

4、取得の相手方、富山県富山市八町7994-1、中越バス販売株式会社代表取締役、宮腰徹。

本議案につきましては、平成30年度予算審議において、購入車両の御説明をさせていただいているところでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第34号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

---

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回羅臼町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午後 2時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員